

「漁港法における漁港の維持管理に係る許認可等の行政処分について」の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(別添)</p> <p>従前の漁港漁場整備法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準</p> <p>3. 法第39条第1項の規定に基づく漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可等の基準</p> <p>(1) 許可の期間 許可の期間は、原則として<u>10年以内</u>とし、当該行為の目的、場所、面積、数量、方法等を考慮して適正なものとする。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>従前の漁港漁場整備法における漁港の維持管理に係る許認可等の基準</p> <p>3. 法第39条第1項の規定に基づく漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可等の基準</p> <p>(1) 許可の期間 許可の期間は、原則として<u>1年以内</u>とし、当該行為の目的、場所、面積、数量、方法等を考慮して適正なものとする。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p>